

第10回接続政策委員会 議事概要

日時 平成22年5月19日(水) 16:00~17:30
場所 1001会議室
参加者 接続政策委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、関口委員、
藤原委員、森川委員、和久井委員
事務局
(総務省) 福岡電気通信事業部長、淵江事業政策課長
古市料金サービス課長、
村松料金サービス課企画官、
安東料金サービス課課長補佐、
山野料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- ① 長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について
○事務局から資料説明が行われた後、討議が行われた。

【主な発言等】

東海主査：現在議論されている「光の道」構想と、今回の諮問事項の議論の関係について、整理する必要がある。

酒井主査代理：今回の議論の対象となる接続料については、粛々を行うものとする。「光の道」構想の影響を受けるとすれば、ユニバーサルサービス制度に関する部分であろう。しかし、ここでの議論としては、現行のユニバーサル制度を前提として考えざるを得ない。ただし、適用期間という部分では影響を受けることになるかと思う。また、東西格差については、NTTが東西で別の会社ということを踏まえれば、本来的には東西別に接続料を設定することが適当であるが、東西別料金の設定による影響を考慮すれば、東西均一にするのが妥当というのが現在の整理である。これについては、東西均一サービスを維持するのかという問いに尽きると思うので、接続政策委員会であまり議論するものでもないと思う。

東海主査：ユニバーサルサービス制度について、今後どのように議論されてい

くのか。

事務局：年度内にできるものとできないものを分けて議論していくことになるかと思う。

相田委員：ユニバーサルサービス制度については、参考資料 3 にある「加入電話と同水準」という点は料金についてもいえる。現在は光 IP 電話が高いので、同水準というのは直ぐには難しいのではないか。また、ブロードバンドアクセスについては、時期は 2015 年になってからということなので、今回の適用期間が前回と同様 3 年だとしたら、それよりも先の話ということになる。

事務局：ユニバーサルサービス制度については、早期に取り組むべき課題として光 IP 電話の扱いがあるが、これらを含めた工程表を夏くらいまでに策定する予定であり、そうすると先が見えてくる可能性がある。

関口委員：ユニバーサルサービス基金の全体の規模感はどの程度になるのか。現在は約 180 億円程度だが、これは補てんの範囲をできるだけ限定的に捉え、負担を抑えるという形になっている。ブロードバンドアクセスの支援となると、規模が拡大していくのではないか。

相田委員：まだブロードバンドアクセスの定義自体が決まっていない。100Mbps 以上が国家目標であるのに対し、ユニバーサルサービスとは最低限度であるため 100Mbps より低い速度だと思う。米国においては、ダウンロードで 4Mbps としている。額も踏まえつつ、何を最低限度にするかということを決めていくことになるかと思う。

酒井委員：無線ブロードバンドについては、NTT 東西による敷設をある程度期待するものか。

事務局：無線については、新たなワーキンググループを設置して検討しているところである。

関口委員：NTT 東西のメタルの巻き取りについて、巻き取り費用はどうするのかという議論が必ず出てきていたが、どうなったのか。

相田委員：計画的に巻き取るべきという提案があり、それが実現可能かという観点からの検討。DSL 事業者等には 4 年前に告知することになっていること、技術開発が追いついていない分野があること等も踏まえると、2015 年までというのは難しいと思う。国民的コンセンサスを得ながら検討していくことになる。

藤原委員：今回の検討スケジュールと「光の道」構想のスケジュールの関係についてだが、「光の道」構想の具体的な方向性が出るのが年内であるのに対し、今回の検討作業は平成 23 年度からの接続料算定に係るものである。その意味では、視野に入れられない訳ではないが、少し離れて議論を進めるべきかと思う。しかし、根本的な考え方を平成 23 年度から変更するというようになった場合、

答申の時期をスケジュール案にある 9 月から後ろに延ばすこともあり得るのかもしれない。

東海主査：現時点では、「光の道」は影響しないと考えるしかない。しかし、当然無関係ではなく、大きな流れとしては強い影響を受けると思う。そういう意味では、適用期間が従来は 3 年だったが、例えば今回は 2 年になるなどの影響はあるかもしれない。

相田委員：資料 1-2 の P. 21 についてだが、平成 21 年度、22 年度の実際費用についていつ頃データがわかるのか。

事務局：実際費用については、翌年度の 7 月末までに総務省に NTT 東西から提出される接続会計報告書において参考情報として開示されている。平成 21 年度の数值は、本年 7 月末の接続会計報告書で示される予定。しかし、それ以前であっても、ある程度の予測を NTT 東西から示していただくことは可能かも知れない。

相田委員：NTT 東西の努力にもよるとは思うが、この先両者の差が拡大するのか、縮小するのか、という傾向は知っておく必要ある。

事務局：LRIC 費用については、今回の改良モデルを適用することでコストが約 1 割減少し、その後も需要等の入力値の入れ替えによりコストは減少していく。定性的に考えると、実際費用と LRIC 費用との差は、減価償却費と自己資本費用等が主な原因と考えられる。現在 NTT 東西は投資抑制を行っており減価償却費が低く抑えられているが、NTT 東西は現在旧ノードの D70 から新ノードの ASM へと更改を進めているため、実際費用における減価償却費の減少トレンドが緩やかに底を打つと予想される。そのため、両者の差は縮小していくものと思われる。また、LRIC 費用は、加入者減などの環境の変化をすぐにコスト減に反映可能である。なお、NTS コストにおける両者の差が大きいため、NTS コストの控除により、接続料原価という面では両者の差はより小さいということも言える。詳細については精査し、必要なデータについては報告する。

関口委員：平成 13 年度からみると、平成 22 年度でコストは半分となっている。しかし、トラヒックの減少が大きいので、平成 22 年度は前年度より接続料は上昇している。このコストの削減努力を上回るトラヒックの減少を見て、如何にメタルの接続料水準を上げないように努力するかということについて検討していく必要がある。「光の道」構想の影響は、料金の算定方式の変更という意味では今回は考慮しなくてもよいのかもしれないが、今後光が普及すれば、メタルの減少率が加速し、メタルの接続料が上昇するという意味では大きな影響があると思う。このようにトラヒックが減少していく状況下での接続料の在り方については議論しなくてはならない。

東海主査：資料 1-2 の P. 15 にもあるとおり、これまで LRIC 方式は、接続料算

定式の分子の面では一定の役割は果たしてきたと思う。NTS コストの段階的控除がすでに終わり、FRT-GC 間伝送路コストの段階的付け替えが続いているため、平成 22 年度接続料は上昇に転じた。分子、分母の減少をどのように捉え、平成 23 年度以降の LRIC 方式の妥当性を議論していくのかということかと思う。重要な観点である。

森川委員：そこが今回のポイントである。長期増分費用モデル研究会報告書のスタンスとしては、接続料が上昇してもよいということか。

相田委員：プライシングには立ち入らないということを前提に、コスト算定のみを扱うというのが同研究会のスタンスである。研究会では、いわばモデルの計算方法を策定しており、毎年更新をしている入力値などについてはこの場での議論となる。

酒井主査代理：ただし、プライシングといっても、理屈もなく接続料を上げないということにはならない。事業者に影響があるので、しっかりとした理屈が重要となる。

事務局：来週の合同公開ヒアリングの後、6 月の接続政策委員会において論点整理を行っていただくことになるが、その際、改良モデルを用いた場合の接続料水準の試算結果等についても提示していきたい。

東海主査：そのようにお願いしたい。

相田委員：資料 1-2 の P. 7、10 についてだが、0AB～J-IP 電話の利用番号数が増加しているのに、IP 電話と加入電話の通信量の差が依然として大きいのはなぜか。保留時間の差が原因であるのか。

事務局：データを分析し、改めて報告したい。

以上